

## 補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市学校給食食材費支援補助金
補助の区分	事業補助（その他事業補助）
補助の概要	長引く物価高騰の中、保護者の負担を軽減するため学校給食費の支援を行ない、児童生徒に栄養バランスの整った給食を実施する。
補助事業者	児童及び生徒の保護者
補助対象経費	学校給食に使用する食材費（物価高騰分）
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	給食費の約17%を上限とする
	○少額（5万円以下）補助金の理由 小学校 284円×17%≒49円 中学校330円×17%≒55円 年間の給食回数を197回とすると、補助金概算は次のとおり 小学校1人当たり補助金額@49円×197回=9,653円/年 中学校1人当たり@55円×197回=10,835円 少額補助ではあるが、栄養バランスの取れた給食の実施及び保護者の負担軽減の目的を果たしている。
補助率等	給食費の約17%を上限とする
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
	B 数値化不可
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 給食費を増額（保護者の負担増）することなく、栄養バランスや必要量を保った給食を維持し、安全安心な食材の購入することが目的であるため。
補助制度開始	令和4年4月1日
見直し時期	令和6年9月30日
補助終期	令和7年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 保護者に文書で周知
事業担当	（担当部署） 学校教育課
	（電話番号） 58-7354